

きた くぎかいだより

No. 298
発行/北区議会
〒114-8508
東京都北区王子本町1丁目15番22号
TEL 03(3908)9948



「赤羽自然観察公園の七夕飾り」

第2回定例会

○令和6年度一般会計補正予算（第2号）を可決しました

議員提出議案

○災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書を可決しました

令和6年第2回定例会は、6月7日に招集され、13日間の会期で6月19日に閉会しました。

6月7日、10日の2日間にわたり、14名の議員が財政・福祉・教育・都市問題など当面する区政の課題について代表・個人質問を行いました。

今回、区長から提出された議案15件、議員から提出された議案1件、陳情5件を議決しました。

298号 目次

代表質問	2・3
個人質問	4・5
開かれた区議会	5
議決した議案	6
結果の出た請願・陳情	6
可決した意見書	6
議会用語解説	7
議会の動き	8
次回定例会案内	8

各会派の代表質問



安全で快適に暮せるまちづくりを 私立小中学校給食費の無償化拡大

公明党議員団
いながき 浩



- 問** 今年度から学校給食費は区単独から都と区の負担で無償化することから、これまで対象外であった私立等小中学校の給食費も保護者負担軽減を行うべきと考えるが、区の見解は。
- 答** 都の補助制度は区市町村立学校が対象である為、私立等小中学校給食費の保護者負担軽減策は、国の動向を注視し、検討課題とする。
- 問** 自走式仮設水洗トイレカーは、被災者の生活確保と復旧に大きく貢献している。他自治体との広域連携の推進や平時の区内イベントでの有効性の観点からも、早期導入を求める。
- 答** トイレカー導入は災害時の迅速な支援や効率的な資源共有に繋がる利点がある一方、所

- 有コストや運用人材確保等に課題がある。先行自治体の取組も参考に導入方法を検討する。
- 問** 国の交付金を活用し、地元金融機関と連携しながら区内消費の活性化や観光客増加を図る為、商店街の利用促進となる北区版デジタル地域通貨を導入すべきと考えるが、見解は。
- 答** 地域通貨は、地域経済やボランティア活動の活性化にも有効なものと捉えている。先行自治体の調査研究を進めながら、区の地域性等を踏まえた視点も考慮し検討していく。
- 問** 新型コロナウイルス感染症の後遺症等について、医師会との連携により適切な治療や具体的な支援を講じ、罹患後の症状で困難を抱えている

- 方々の不安や負担軽減を図るべきだが見解は。
- 答** 後遺症等に対し丁寧に健康相談に応じ、対応可能な医療機関をお知らせする等、患者支援を行っている。今後も後遺症に悩む区民に対し医療機関と連携して十分な支援を行う。
- 問** 他区では運送業界の労働時間の上限規制強化を背景に、宅配ボックス設置経費の一部助成により再配達を抑制し、CO₂削減等を行っている。区においても助成実施を要望する。
- 答** 多様な受取方法の普及により、再配達率は減少傾向という国の調査結果も出ている。各事業者の施策動向や区民ニーズの把握に努め、関係部局が連携を図りながら、研究を深める。



災害時等に備えるトイレカー



住民と調和する民泊条例の制定を 北とぴあ計画変更と今後の財政は

自由民主党北区新時代の会
永沼 かつゆき



- 問** 近年、観光業の発展に伴い民泊施設が急増し、経済的な活性化に繋がる一方で地域住民との摩擦や安全性も指摘されている。健全な観光の発展と地域住民の安心安全の為、住民の意見を反映させた民泊条例の制定を求める。
- 答** 条例制定にあたっては、住宅宿泊事業法の趣旨を逸脱しないよう、慎重な検討が必要である。様々な課題の調査研究を進めると共に、条例制定の要否について検討を深めていく。
- 問** 北とぴあの大規模改修の再検討について、改めて区の見解を問う。また、今後の新庁舎建設を含めた安定的な事業実施の為の財源確保策を講じることが重要であるが、見解は。

- 答** 資材価格等の高騰で多額の経費を要する為、財政運営上の影響等、総合的に判断した。財源確保にあたり、既存事業見直し等に加え、公民連携による中長期的な税収確保、良好な住環境整備等で安定的な歳入確保も図る。
- 問** 既に締結済の災害協定の内容検証や更新を求めると共に、福祉防災やペット避難等新たな課題に向けた連携や協力体制構築等、今後の協定整備と充実について、区の見解は。
- 答** 災害協定の内容の確認や見直し等を順次進めている。新たな課題の解決に向けては、先行自治体の取組等も参考に、さらなる協定先の拡充、災害時協力体制の構築に取り組んでいく。

- 問** 国内外の都市間交流は自治体間の関係性構築や地域力向上に重要だと考えるが、新たな自治体との友好都市協定等に向けての見解は。
- 答** 新たな友好都市との協定締結は、令和7年度に実施予定である。地域活性化を推進する為、望ましい協定締結の考え方を整理する。
- 問** *介護予防通所型サービスCの利用時間を柔軟に設定できるように規制を緩和し、本格運用前にモデルケースを実施することを求める。
- 答** 事業の拡大や効果の向上を図っていく為には、利用者の状況等に応じた事業内容等、最適なサービス提供が必要と認識しており、モデルケースの実施も含め、検討を進めていく。



北とぴあ



物価高騰から区民の暮らしを守れ 開発から生活へ区政運営の転換を

日本共産党北区議員団
野口 将人



- 問** 地方自治法の改正案には、大規模災害等発生時に自治体に対して法的義務を持つ指示を行える事が規定されている。今回の改正は自治権が侵される事になりかねない。国に対して、反対の意見を述べるべきではないか。
- 答** 国の役割は、非常事態時に自治体相互間の連携を図る事等が目的であり、自治体への関与は必要最低限と認識している。法改正の反対を表明する事は現時点で考えていない。
- 問** 駅周辺のまちづくりにおいて、巨額な支出が求められる市街地再開発事業ではなく、現在の街並みを残しながら、区の補助で個別建替え、共同建替えを促進する修復型のまちづ

- くりの手法に切替えていくことを求める。
- 答** 主要駅周辺は、都市機能の集積、適切な高度利用促進の都市中心拠点と位置付け、再開発事業が有効なまちづくり手段の1つと認識する。課題に最適な手法でまちづくりを進める。
- 問** 公共施設の統廃合を進め、20年間で施設面積15%の削減を図る公共施設再配置方針があるが、区民ニーズに合致しない。現在の北区公共施設等総合管理計画改定作業の中で、施設面積を15%削減する目標の見直しを求める。
- 答** 施設面積の削減目標については、区の財政状況や人口の動向、区民ニーズの変化等を踏まえ必要に応じて見直し、改定作業の中で外

- 部有識者の意見も伺いながら議論していく。
- 問** 本年4月から訪問介護の基本報酬が引き下げられた。区内介護事業者の安定的運営の為、訪問介護の基本報酬の引き上げを国に求めよ。
- 答** 訪問介護サービスは、在宅生活支援に必要な不可欠なサービスであると認識しており、今後も必要な事項については国に要望していく。
- 問** 北区では、未就学児に対しての国保料均等割の半額を補助しているが、現在の半額の負担軽減から全額免除とする事を求める。
- 答** 区独自による未就学児の国保均等割の無償化については考えていないが、国保料の負担軽減策を国や都に対し、引続き要望していく。



上十条図書館内の様子

各会派の代表質問



東京都と連携し政策推進を求める 安心安全な「東京・北区」を

自由民主党議員団
戸枝 大幸



問 子どもの権利と幸せに関する条例施行に伴い定期的な評価の実施等、子ども達の声を反映した施策を継続的に進めることが求められる。条例制定を踏まえた子ども施策の展開は。

答 子どもの権利擁護相談窓口等を設置すると共に施策検証の為、子ども権利委員会を設置し各種取組の実施状況等について評価・改善に繋げ「子どもの幸せNo.1」実現を目指す。

問 王子駅周辺のサンスクエア部分の開発、新庁舎等の将来像は。赤羽駅東口周辺のまちづくりにおける赤羽小学校のあり方や、東十条駅周辺のまちづくりにおける老朽化した十条跨線橋の関連事業に対する区の考えは。

答 サンスクエア開発は、飛鳥山から新庁舎へとつながる空間と、賑わいの創出を目指す。赤羽小学校の教育環境の確保・充実の視点を大切にする。東十条駅周辺は交通環境の改善等に向け関係機関との連携・協力を図る。

問 荒川河川敷にドッグランが整備予定だが、各地域にも設置を求める声がある。公園等の整備に合わせた計画や拡充への区の見解は。

答 本年度中の完了を目指す荒川河川敷のドッグランでノウハウの蓄積と検証を行い、整備に対する課題を整理し、考えをまとめていく。

問 北とびあ大規模改修の再検討課題であるまちづくりの具体化について区の見解は。また、

文化・芸術活動の支援に向けた設備の充実や改修後の運営体制について区の見解は。

答 まちづくりの方針である、公共的空間の充実やコミュニティの交流促進に向けて、区民等の関係者の意見を踏まえ、再検討を進める。

問 能登半島地震により女性視点の災害対策の必要性が改めて明確になったが、区の現状は。また、地域との協力体制強化の為、防災訓練の実施等、防災対策への区の見解は。

答 女性被災者等の相談窓口体制確保等を行ってきた。今後、防災関連計画改定作業の中で女性視点を活かした災害対策の充実を図る。また、避難所運営マニュアルの見直しを行う。



子ども家庭支援センターでの子育て支援の様子



区長の地方自治への姿勢を問う 養育費・不登校時の健診確保を

立憲クラブ
赤江 なつ



問 東日本大震災や新型コロナウイルス感染症流行時の自治体等の混乱は、国に指示権がなかった事ではなく、事前の備えや人的パワーの不足が要因との指摘もある。地方自治法改正案の自治体への国の指示権拡大について見解は。

答 改正案による国の役割は、非常事態において、地方自治体に資料提出を求め、地方自治体相互間の連携を図ること等が目的であり、国による関与は必要最低限のものと認識する。

問 新宿区長の呼びかけで、北区長を含めた区市町村長から小池都知事に出馬要請したとの報道があるが、これは出馬要請か、応援要請か。

答 令和6年5月中旬、区長有志より現職都知

事への立候補要請の提案があり、総合的に考え政治家個人としての立場で判断し賛同した。

問 ひとり親に対する養育費支払を求める裁判等の弁護士成功報酬の補助事業を実施する予定は。また、未払の養育費を行政が立替払し、支払義務者に督促する事業実施を要望する。

答 養育費に係る補助や立替事業の実施については、改正民法で養育費の着実な支払いに繋げるための制度の新設がある為、改正法の施行と合わせて、国の動向を注視していく。

問 不登校児童生徒の健康診断について、医師会の協力で内科・眼科・耳鼻科の健診を、学校医である内科医の医療機関でまとめて受診で

きる自治体があるが、北区では可能か見解を。

答 全ての健康診断を一回で受診可能な場所を学校外に設けることは現在考えていないが、不登校児童生徒への健康等も配慮が必要と認識しており、他自治体の取組を調査・研究する。

問 防災情報について多様な人々が暮らす北区では配布物等の分かりやすさをしっかり確認することが重要だと感じる。一般区民や区内の大学生等の協力によるチェックを要望する。

答 防災情報は、区の方針や専門的な知見等を正確に反映し分かりやすさの確保が求められる為、一般区民や学生の方ではなく、職員でしっかりチェックし配布物等を作成していく。



子ども達が遊んでいる様子



時代にあわせた学校改革！ みんなの意見を学校現場へ！

日本維新の会北区議員団
さいとう 尚哉



問 区立学校の更衣環境について、更衣室の確保や教室にカーテンレールを整備する事で、小学校低学年から男女別室で着替えができる環境を整備するよう求めるが、区の見解は。

答 更衣室は学年に関わらず学校教育を進める上で必要な施設機能と認識している。改築等の機会を捉えて整備を進めると共にカーテンレールの設置についても順次学校と協議する。

問 区立学校において、保護者会にオンラインで参加できるようにする事で保護者が学校教育に参加しやすくなる為、環境整備の推進を求める。また、保護者会だけでなく、個人面談でも原則オンライン参加できるように求める。

答 保護者会や個人面談等におけるオンラインの導入は、開催の趣旨・目的や学校側の負担等も含め、慎重に判断する必要があると考えている。校長会とも意見交換し、検討を深める。

問 学校によりPTA活動のICT活用度に差異がある。区の現状認識は。また、PTA活動のICT化を支援すべきと考えるが、見解は。

答 PTAのICT活用度に差異がある事は承知しており、PTA連合会との共催事業として研修会を実施している。連合会の意見も伺いながら研修内容を工夫する等支援していく。

問 区立学校では生徒から希望があればジェンダーレス水着の着用が認められているが、生

徒や保護者に周知できていないのではないかと指摘もある。ジェンダーレス水着が選択できる事の周知をどのように強化していくか。

答 具体的なイラストの例示や適切な周知方法等を校長会と協議する。また、周知にあたっては新入生説明会や保護者会、ホームページを通して、丁寧な対応を各学校に求めていく。

問 北区では、2020年に学校法律相談制度というスクールロイヤー制度が導入されているが、教員が利用しやすいよう制度の改善を求める。

答 より簡便な方法で、迅速かつ気軽にアドバイスを受ける事ができるよう、先進自治体の事例も参考に制度の見直しに着手している。



区立学校の児童の様子

個人質問



**北区の未来を拓く若者のため
誰もが住み続けたいなるまち**
公明党議員団
佐藤 かずゆき



問 若者世代の定住促進の為、一定年数以上北区で住民税を納付している区民を対象にした独自の奨学金返還支援制度の創設を求める。

答 若者層の定住化と進学に伴う経済的負担軽減を目的とした制度導入に向けて、他自治体の先行事例の調査等、制度設計を進めている。

問 若者が安心して住み続けられる北区である為にも若者世代の声を吸い上げる取組も行っていくべきと考えるが、区の見解を問う。

答 オンライン等の活用等、若者世代にも親和性のある手法による広聴事業等、広聴のあり方も含めて検討している。

問 まだ世間に広く認知されていない*RSウイルス感染症について、区民への周知と高齢者における感染予防の注意喚起を求める。

答 ホームページで症状等を広く周知し、感染相談や高齢者施設向け研修会等でも啓発を行っている。今後も分かりやすく効果的な周知啓発を行い、適切な感染症対応、予防に努める。

問 簡易型感震ブレーカーの設置が困難な高齢者世帯への無償設置支援を知らない高齢者が多数いるが、区民への周知方法を問う。

答 ホームページへの掲載や、地域振興室、区民事務所、高齢者あんしんセンター等の窓口チラシや申込書を設置し、周知を行っている。



**市民参加の赤羽まちづくりを
住民、子どもの声を計画に**
日本共産党北区議員団
野々山 研



問 赤羽駅周辺地区まちづくり基本計画策定において、中間報告の評価方法に問題がある。赤羽小・公園・商店街等、今ある赤羽の財産を文化的、歴史的視点による評価が必要では。

答 これまでの基本計画策定検討会で、「赤羽の良さの継承」の視点での検討も行っている。

問 中間報告の事務局案には、要するコストの情報や評価がない。評価の視点として、財政面からの検討は絶対不可欠ではないか。

答 検討会では、目指すべきまちづくりの方向性を中心に検討している。検討が進む中で、区の責任において財政面の検討も進める。

問 地元の住民団体からも要望書が提出されているが、中間報告を決定する前に、区として地域住民の声を聞く場の保障を求める。

答 検討会には地域の諸団体代表者も検討委員として参加し、ご意見をいただいている。

問 基本計画の策定検討の中心には、赤羽小学校や赤羽公園等、子どもの学び場、遊び場がある。子どもの権利と幸せに関する条例に基づき、地域の子どもの声への意見聴取を求める。

答 基本計画策定にあたっては、赤羽小学校の児童をはじめ、子ども達の声をしっかり聞くこととしており、意見を出しやすい、適切な時期を捉えて、そのような場を設けていく。



**高等教育の負担軽減を
北区の若者支援について**
日本共産党北区議員団
山崎 たい子



問 北区においても、生活保護世帯出身の大学

生や児童養護施設を巣立つ若者等への給付型奨学金制度を実施するよう求める。

答 対象要件や給付条件等具体的な内容については、国の動向も注視し、検討に着手している。

問 都の中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業では、企業として2分の1の負担がハードルとなる。本事業登録の区内中小企業へ負担額の一部を区が補助するよう求める。

答 現段階で当該事業の登録企業数は限定的であるため、他自治体の動向を注視し、関係機関等と連携しながら、制度の周知等に努める。

問 若者の相談、居場所、住まい、就労の取組等を、地域や民間法人等と連携し、検討・実施すべきと考えるが、区の見解を問う。

答 若者を支援する区内で活動している団体を把握しており、情報交換を行ってきた。更なる取組は他自治体の事例も含め研究課題とする。

問 熱中症対策として、適切なエアコンの活用が呼びかけられている。電気代の高騰等により、エアコンの使用を控えてしまう低所得者世帯等への電気代補助を求める。

答 区はこれまで、物価高騰による負担感が大きい住民税非課税世帯等へ給付を実施していること等を踏まえ電気代補助は考えていない。



**人と環境にやさしいまちへ
交通・子ども・石けん**
立憲クラブ
青木 のぶえ



問 滝野川西地域へのコミュニティバス新規路線早期導入の声が数多く寄せられている。導入を前倒して進めるよう求めるが、見解は。

答 赤羽西地域以降の新規導入は北区地域公共交通計画見直し後の取組であり、現時点での導入前倒しの検討については考えていない。

問 区立中学校の高価な標準服による保護者への経済的負担が子どもの学ぶ権利を妨げてはならない。また、標準服を自由に選択できず多様性を認められていない状況の早急な改善を。

答 費用面については保護者への過度な負担とならないよう必要に応じて指導し、多様性尊重の視点では性別に関わらず標準服を選択できる学校が増えており改めて各校に周知する。

問 不登校対策について、校内別室指導に関する情報が全教職員、全児童生徒に確実に届くよう周知が必要と考えるが、区の見解を問う。

答 校内別室指導支援員配置事業の周知は今年度改めて教育広報誌「くおん」に掲載するほか、ホームページやSNS等を活用し周知する。

問 庁舎や区有施設で、環境負荷の少なく安全性がより高いとされる純石けん導入を求める。

答 現時点で本庁舎等での純石けんの使用は考えていないが、引続き、環境負荷等にも配慮した石けんを使用するよう努める。



**差別や偏見のない北区を
ギャンブル依存症、LGBT**
立憲クラブ
うすい 愛子



問 ギャンブル依存症への理解促進の為、健康支援センター等での自助グループ等作成の冊子配布等の情報提供が必要と考えるが。

答 健康支援センターや貧困、多重債務等の相談窓口の物理的な状況や当該団体からの提供の可否を確認した上で、配架を検討していく。

問 児童手当の受給資格者にギャンブル等の依

存疾患がある場合、児童手当の名義変更を可能としている自治体があるが、区の見解は。

答 受給資格者の養育要件については、国の指針等に基づき総合的に判断している。今後も適切かつ寄り添った窓口対応に努めていく。

問 ギャンブル依存症等問題の啓発について、北区ニュース等に掲載すると共に、オンラインカジノが違法で犯罪との啓発強化を求める。

答 依存症に関する啓発については、機会を捉え、ホームページ等への掲載を行うと共に、教育委員会とも連携して注意喚起を図っていく。

問 住民票の続柄の記載について、同性カップルが、異性カップルと同様に「ふうふ」である続柄の記載となるよう、他自治体の事例のように変更すべきと考えるが、区の見解は。

答 住民票の続柄の記載については、総務省が当該自治体の事例を受け対応を検討しており、区として検討状況を注視していく。



**ITの利活用とセキュリティ
安全で効率的な区政運営を**
日本維新の会北区議員団
安達 しんじ



問 *SNS型投資詐欺や*ロマンス詐欺等のなりすまし詐欺に対し、様々な媒体で一層の注意喚起を区民にすべきと考えるが、見解は。

答 ホームページ等での注意喚起の他、都と連携した被害防止キャンペーンの実施も予定している。引続き、積極的な広報啓発に取り組む。

問 地方自治体のウェブサイトで使用されていた*ドメインが悪用されるケースがある。区及び区に關係するウェブサイトのドメイン管理を徹底すべきと考えるが、区の見解は。

答 区では地方自治体等のみが利用可能なドメインを取得予定である。指定管理者等のドメインについては、流出時の危険性を周知する等、管理の徹底を図るよう注意喚起を行う。

問 *生成AIの利活用を予算に明記した区や活用ガイドラインを公開した区もあるが、北区における生成AI活用の進捗状況を問う。

答 今年度中のトライアル実施に向けた検討を進め、職員が実際に生成AIを利用する機会を設け、効果測定の上で方針を決定していく。

問 小・中学生に配付されている「きたコン」を利用し、区のお知らせや後援行事のお知らせを保護者に伝える等、積極的な活用を求める。

答 子どもの意見表明と参加促進を図る観点で、きたコンでのデジタル配布等を検討している。



**教育現場の課題解決
負担軽減、学びの多様性など**
日本維新の会北区議員団
佐藤 こと



問 学校提出書類について、デジタル化の流れの中で、手書きの通学路の地図は、保護者にとって大きな負担である。手書き地図の具体的な用途及び地図の廃止について、区の見解は。

答 通学路の地図は、登下校時における事故発生時の補償等に用いられる為即座に廃止とはならないが、白地図を配付する例を校長会で共有する等、即応できるものから順次見直す。

問 *小1の壁の問題の1つに登校時における早朝の送り出しがあると聞く。小1の壁対策の為早朝の体育館や校庭開放の取組を求める。

答 子ども達の安全確保等に加え、多額の経費が必要となる為、現時点では難しいと考える。

個人質問

問 不登校支援について、区立小・中学校の児童生徒に限定されている適応指導教室を私立在籍児童生徒も利用できるよう検討を求める。

答 適応指導教室は公立学校の通級の位置付けとしている為、現時点では利用対象者を私立在籍児童・生徒への拡大は考えていない。

問 子どもの水辺事故を予防する為、学校でライフジャケットを活用した水泳指導やeラーニングを活用した授業の実施について見解は。

答 ライフジャケットは購入経費や保管場所等の観点から今後の研究課題とする。eラーニングは校園長会等で教材案として紹介する。



誰も被害者にさせないために
高齢者虐待防止対策を問う
無党派 (れいわ新選組所属)
佐藤 つかさ



問 介護職員は高齢者と密接になる機会が多く、

介護の現場では要介護高齢者から虐待を受ける事も多い。心身に深い傷を受けた介護職員に区はどのように対処するのか。

答 介護現場のハラスメント調査を実施し事業者の要望に応じ法的対応や職員を守る方法に関する研修の実施等を行っている。今後、未然防止のため利用者等に向けた啓発に取り組む。

問 北区は、介護予防・日常生活支援総合事業における基本報酬額が近隣区より安い為、何度も引上げを要望してきた。区内事業者の経営の為にも、基本報酬額について、北区独自サービスとしての加算等の新設を求める。

答 総合事業における独自加算は、自治体の実情に応じ設定するもので、北区では入浴介助加算を設定しているが、現時点でこれ以外の加算の設定は考えていない。

問 北区には介護保険料の減額認定制度があるにもかかわらず毎年30人程度しか利用してい

ない。今年度、介護保険料の減額を申請する方に対して、昨年度と違った工夫をしているか。

答 令和5年度中に減額承認をした方に対する申請書の送付について、送付時期を前倒しし申請時期によって異なる減額する額や期間の他、対象となる収入額の目安も記載している。



代表質問・個人質問の用語解説

2ページ

※介護予防通所型サービスC

介護予防・日常生活支援総合事業の1つであり、3～6か月の短期間で保健・医療の専門職が生活機能を改善するために、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上のプログラムなどを行うサービスのこと。

4ページ

※RSウイルス感染症

RSウイルスの感染による呼吸器の感染症。軽い風邪様の症状から重い肺炎まで様々で、感染によって重症化

するリスクの高い基礎疾患を有する小児や生後6か月以内の乳児、基礎疾患を有する高齢者への感染には特に注意が必要。

※SNS型投資詐欺

オンライン上の嘘の広告等によってSNSに誘導し、投資等の話を持ち掛け、金銭等をだまし取る詐欺のこと。

※ロマンス詐欺

主にSNS等の出会いを通じ、恋愛感情や親近感を悪用することで、金銭等をだまし取る詐欺のこと。

※ドメイン

インターネット上のネットワーク等を識別し、管理する為に登録される名前のこと。

※生成AI

事前に収集・分析したデータをもとに画像や動画、文章等を自動で生成する技術のこと。

※小1の壁

子どもが保育園から小学校に入学する際に、預かり時間の短縮等により、子育てと仕事の両立が難しくなる状況をさす。

○要望は請願や陳情として提出できます

【請願・陳情の提出方法】

請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望する制度です。請願・陳情ともに形式は同じですが、請願書には紹介議員の署名または記名押印が必要です。

請願・陳情の提出先(あて名)は区議会議長とし、区議会事務局へ提出します。随時受け付けておりますが、会期の初日の4日前(区役所が休みの日を除く)までに提出された請願・陳情につきましては、原則としてその定例会の会期中の委員会で審査されます。

《記入例》

こんな日程の場合		○○に関する請願(陳情)書
4日前	月 締切日	要旨 理由
3日前	火 祝日	※紹介議員 (署名または記名押印)
2日前	水	請願(陳情)者(代表者)
1日前	木	住所
	金	氏名 (署名または記名押印)
	土	電話番号
	日	年月日
	月 会期初日	東京都北区議会議長 殿

※陳情の場合、紹介議員は必要ありません。
※区外に住所を有する個人又は団体から提出された陳情等は、所管委員会等に参考送付し、所管委員会での審査は行いません。
※請願者・陳情者の住所・氏名は原則公開されます。ただし、特段の理由がある場合には、一般公開資料(HP等)において住所の一部及び氏名を非公開とすることができます。非公開を希望される方は、請願・陳情をご提出される前に、区議会事務局までご相談ください。

【請願・陳情の審査方法】

請願・陳情は審査し、その内容に議会として賛成できるものは「採択」、賛成できないものは「不採択」とします。引き続き審査すべきと判断した場合には、「継続審査」とします。なお、請願と陳情の審査等の扱いは同様です。

開かれた区議会を目指して

採択された請願・陳情のうち区で取り組むべきものは、議長から区長や、教育委員会をはじめとする行政委員会などの執行機関へ送付します。執行機関は、その後の取組状況について議会へ報告することになっています。

また、請願・陳情の提出者には、その審査結果を通知しています。

○議会を傍聴することができます

北区議会では、本会議のほかに常任委員会・議会運営委員会・特別委員会、協議等の場(全員協議会等)も原則公開しています。

【傍聴の方法】

◎議場

・本会議
・全員協議会
区議会事務局(区役所第一庁舎4階)で傍聴券の交付を受けてから、傍聴席(6階)へお入りください。

◎委員会室

・常任委員会
・議会運営委員会
・特別委員会
委員会室前(区役所第一庁舎4階)で傍聴簿に氏名・住所を記入の上、入室してください。

【定員等】

定員は、本会議場は70人、第一委員会室は20人、第二委員会室は30人で、先着順となります。また、手話通訳派遣も行っています。詳しくはホームページをご覧ください。
※カメラ、録音機の持ち込みは禁止しています。また、携帯電話等の機器類につきましては、電源をお切りいただきます。

○議会広報について

【本会議等の日程】

「区議会開催のお知らせ」を区の掲示板や地域振興室などに掲示しています。

【議会活動の状況】

議会活動の状況をお知らせする「きたくぎかいだより」や本会議・委員会などの「会議録」・「区議会年報」を発行しています。

※「きたくぎかいだより」は、目の不自由な方のための点字版、テープ版及びデジジー版(声のくぎかいだより)を発行しています。声のくぎかいだよりはホームページで聴くことができます。

【会議録・会議資料の閲覧場所】

◎会議録(本会議及び予算・決算特別委員会)
・区議会事務局(区役所第一庁舎4階)
・中央、赤羽、滝野川図書館

◎委員会記録・各種会議資料等

・区議会事務局
会議録及び委員会記録・各種会議資料等は北区議会ホームページ

(<https://www.city.kita.tokyo.jp/gikaijimukyoku/kuse/gikai/>)でも同様に閲覧できます。

※北区議会ホームページのQRコード

【議会放映】

◎J:COM東京北(ケーブルテレビ)

定例会の代表質問をJ:COMチャンネルで録画放映しています。放送日時は「きたくぎかいだより」やホームページなどでお知らせします。

◎ホームページ

定例会の代表質問及び個人質問を録画配信しています。また、臨時会は、全日程を配信しています。



議決した議案

会派名等と議員数 公：公明党議員団(10) 新：自由民主党北区新時代の会(7) 共：日本共産党北区議員団(7) 自：自由民主党議員団(4) 立：立憲クラブ(4)
 維：日本維新の会北区議員団(3) 無(社)：無会派(新社会党所属)(1) 無(都)：無会派(都民ファーストの会所属)(1)
 無(無)：無会派(無所属)(1) 無(れ)：無会派(れいわ新選組所属)(1) 無(国)：無会派(国民民主党所属)(1)

第2回定例会

議案名	概要	公	新	共	自	立	維	無(社)	無(都)	無(無)	無(れ)	無(国)	議決結果
区長提出議案													
東京都北区赤羽イノベーションサイト条例	東京都北区赤羽イノベーションサイトを設置する	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区手数料条例の一部を改正する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域への指定等に伴い、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料の新設等を行うとともに、建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料の新設を行うほか、所要の改正を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区大気汚染障害者認定審査会条例の一部を改正する条例	組織改正に伴う規定の整備を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例	児童福祉法等の一部改正に伴う規定の整備を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区ジェイトエル開設に伴うテーブル、椅子等既製品品の購入契約	契約相手：株式会社ノエス 契約金額：2,632万3,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区ジェイトエル開設に伴う受付カウンター、書架等造作備品の購入契約	契約相手：キハラ株式会社 契約金額：2,827万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区ジェイトエル開設に伴うUVプリンター等の購入契約	契約相手：株式会社コダマ 契約金額：1,870万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修工事に伴う厨房機器の購入契約	契約相手：株式会社マタノ 契約金額：6,149万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
王子小・王子桜中学校の児童生徒増に伴う厨房機器購入契約	契約相手：株式会社中西製作所 東京支店 契約金額：4,125万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
仮称区営シルバーピア栄町新築電気設備工事請負契約	契約相手：恒栄電設株式会社 契約金額：2億7,170万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
仮称区営シルバーピア栄町新築機械設備工事請負契約	契約相手：山本暖冷工業株式会社 契約金額：2億4,420万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
旧十条台小学校校舎等解体工事請負契約	契約相手：津久波・南雲建設共同企業体 契約金額：3億1,262万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
旧神谷中学校校舎等解体工事請負契約	契約相手：津久波・宮本建設共同企業体 契約金額：3億2,626万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
区画街路3号線 下水道整備工事(1工区)請負契約	契約相手：スミセキ・コンテック株式会社 東京支店 契約金額：1億9,910万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
令和6年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算：4億9,547万1,000円の増 債務負担行為：2件の変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案名	概要	公	新	共	自	立	維	無(社)	無(都)	無(無)	無(れ)	無(国)	議決結果
議員提出議案													
災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書	意見書の内容については、下記「可決した意見書」をご覧ください	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

議長は表決に加わりません。

○：賛成 ×：反対

結果の出た請願・陳情

番号	件名	結果
陳情6第1号	パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘の即時終結への最大限の努力を日本政府に求める意見書提出に関する件	不採択
陳情6第2号	ガザ地区におけるイスラエルの攻撃から市民のいのちを救うよう求める意見書提出に関する件	不採択
陳情6第6号	ガザ地区における即時停戦の実現とガザ市民への緊急支援の実施を日本政府に求める意見書提出に関する件	不採択
陳情6第7号	地域医療を守るために、令和6年度診療報酬改定の再検討を国に求める意見書提出に関する件	不採択
陳情6第8号	ガザ地区におけるイスラエルの攻撃から市民のいのちを救うよう求める意見書提出に関する件	不採択

不採択の理由は、いずれも願意に沿い難いため

可決した意見書

○災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることが出来る様になっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流される事もあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なモノである。現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場では大変な混乱があり、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったとい

うケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

一方、政府では被災状況等を早期に把握し、迅速・的確な意思決定を支援することを目的とした総合防災情報システムを運営しているが、利用者は国の機関に限定され地方自治体が利用できないなどの課題があった。

よって、本区議会は政府に対し、地方自治体等も利用可能な次期総合防災情報システムの円

滑な運用並びに災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けた支援について、下記の事項の積極的な推進を求める。

- 1、情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 2、IoTセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3、正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

議会用語解説

議会や委員会を傍聴したり、会議録を閲覧していて気になるのが、議会内で専門的に使われる用語ではないでしょうか。ここでは、よく登場する用語について、北区議会での運用状況を基に簡単に解説を掲載しました。50音順に掲載していますので、参考にご覧ください。

	用語	解説
あ	委員会 (いいんかい)	議案その他の議決事項は、本会議で決定されますが、本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員で構成する委員会を設け、議案などを専門的・能率的に審査しています。委員会には、本会議から付託された議案や請願等を審査する『常任委員会』と、議会の円滑な運営を図るための『議会運営委員会』があります。また、必要に応じて設置される『特別委員会』もあります。
	委員会付託 (いいんかいふたく)	本会議に提案された議案などについて、所管の委員会に審査を委ねることをいいます。
	委員長報告 (いいんちょうほうこく)	委員会での審査を終えた議案などを本会議の議題にすると、委員長が委員会での審査経過及び結果について報告することをいいます。
	意見書 (いけんしょ)	地方自治法第99条の規定に基づき、区議会が区の公益に関することについて、国会、国、都などの関係行政庁に対して提出する、議会の意思を意見としてまとめた文書のことをいいます。
	一般会計 (いっばんかいけい)	地方公共団体の基本的な経費を網羅的に計上した会計のことをいい、特別会計に計上される経費を除くすべての経費を処理することとされています。
	一般質問 (いっばんしつもん)	広く区政に関し、報告や説明を求めたり、疑問をただしたりすることをいいます。北区議会では、交渉団体会派に30分以内で認められる代表質問と、議員個人に20分以内で認められる個人質問の2種類があります。
か	開会 (かいかい)	議会を法的に活動できる状態にすることをいいます。
	会期 (かいき)	議会が会議を行う期間 (開会日から閉会日まで) のことで、本会議開会後に議決により決定します。
	開議 (かいぎ)	その日の会議を開くことをいいます。なお、その日の議事日程に記載された事件を全て議し、その日の会議を閉じることを散会といいます。
	会議録署名議員 (かいぎろくしよめいぎいん)	本会議の内容をすべて記録した公文書である会議録に、議長とともに署名する議員のことをいいます。会議の都度、議長が2名の議員を指名しています。
	会派 (かいは)	区議会では、所属する政党や主義・主張を同じくする議員が会派を結成し、活動しています。北区議会では、2人以上の所属議員で構成する議会内の団体をいい、会派に属さない議員を無会派議員といいます。なお、3人以上の所属議員を有する会派を交渉団体会派といい、代表質問を行うことなどが認められています。
	議案 (ぎあん)	議会の議決を得るために、区長や議員及び委員会が提出する案件をいいます。
	議決 (ぎけつ)	議会で、以下の議案などに対する可否 (賛否) を決定することをいいます。なお、意思決定の内容により、次のような種類があります。 ・可決 (⇔否決) : 『予算、条例、契約、意見書、決議、その他』 ・認定 (⇔不認定) : 『決算』 ・承認 (⇔不承認) : 『専決処分』 ・同意 (⇔不同意) : 『人事案件』
	休会 (きゅうかい)	会期中に一定の期間、議案調査や委員会開催、休日等のために本会議が開かれず、休止している状態にあることをいいます。
	継続審査 (けいぞくしんさ)	会期中に議案などの審査・調査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、閉会中も引き続き委員会で審査・調査を行うことです。
	決議 (けつぎ)	法の規定はありませんが、議会の意思を内外に表明することをいいます。
さ	採決 (さいけつ)	議長が本会議で表決 (議員が案件に対して賛否の意思を表明すること) をとる行為のことをいい、委員会の場合は委員長が表決をとる行為のことをいいます。
	採択 (さいたく)	請願・陳情に対し、議会がその内容を審議して賛同の意思決定をすることをいいます。(⇔不採択)
	質疑 (しつぎ)	議案等に関し、不明確な点をたずねることをいいます。
	執行機関 (しっこうきかん)	区長、行政委員会 (教育委員会、選挙管理委員会)、行政委員 (監査委員) など、行政の仕事を行う機関のことです。
	上程 (じょうてい)	本会議で議題として取り扱うことをいいます。
	条例 (じょうれい)	地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法のことです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立し、区長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、原則として区長・議員の双方が有しています。
	除斥 (じよせき)	議会における審議の公平を期すため、議題になった案件と一定の利害関係にある議員を審議に参加できないようにすることをいいます。
	審議 (しんぎ)	本会議の付議事件について、説明を聴き、質疑し、討論をし、表決する一連の過程のことをいいます。
	審査 (しんさ)	委員会において、付託を受けた議案、請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。
	請願・陳情 (せいがん・ちんじょう)	住民が直接、区議会に意見や要望できる制度です。議員の紹介のあるものを請願、紹介のないものを陳情といいます。
た	専決処分 (せんけつしよぶん)	議会が議決しなければならない事項を、区長が代わって意思決定をすることです。時間的に議会の招集を待てない緊急な場合などにできることになっています。専決処分後に、議会に報告する場合と、併せて承認を求めることが必要な場合があります。
	追加議案 (ついかぎあん)	議案は通常、議会の開会日に提出、上程されますが、この後会期中に追加して提出、上程される議案のことをいいます。
	定定数 (ていそくすう)	議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことをいいます。地方自治法において、議会は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができないとされています。
	定例会 (ていれいかい)	付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことをいいます。地方自治法により毎年(1月1日～12月31日)、条例で定める回数を招集することとなっており、北区議会では条例で年4回と定めています。
	動議 (どうぎ)	主に会議の進行や手続きに関し、議員から議会に対して、または委員から委員会に対してなされる提議のことをいいます。議会または委員会の議決を必要とします。原案に対する修正の動議等は、案を備え文書で議長に提出することとなっていますが、口頭で行われることもあります。
	答弁 (とうべん)	本会議や委員会などで、議員の質疑、質問に対して区長や教育長、その委任を受けた関係部長などが回答や説明などを行うことをいいます。
	討論 (とうろん)	採決の前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの意見を表明することをいいます。討論の目的は、単に賛否の意見を明らかにすることだけでなく、まだ賛否を決定していない議員及び意見の異なる議員から、自己の意見に賛同を得る意味があります。
	特別会計 (とくべつかいけい)	特定の収入を充てて特定の事業を行う場合、経理を明確にするために一般会計と区分して経理するために設置する会計のことをいいます。
	付議事件 (ふぎじけん)	議案など議会で審議される事項のことをいいます。
	附帯決議 (ふたいけつぎ)	議案を議決する際、付け加えられる議会の要望のことをいいます。法律的な効果はなく、政治的に尊重されるべきものとされています。
は	閉会 (へいかい)	議会の会期が終了することをいいます。
	本会議 (ほんかいぎ)	定例会や臨時会において、全議員で構成する議会の会議のことをいい、議案の審議や、区議会としての最終意思の決定 (議決) などを行います。
	臨時会 (りんじかい)	定例会のほかに、臨時に必要な場合、必要な特定の事件に限って随時これを審議するために招集される議会のことをいいます。

議会の動き

4月

- 5日 **議会運営委員会**
・第2回臨時会の日程についてほか
- 11日 **議会情報PR委員会**
・きたくぎかいだより第296号について
- 15日 **議会運営委員会**
・本会議の運営について
全員協議会
・議案の説明及び質疑
本会議
・議案の議決ほか
区民生活委員会（本会議休憩中）
・所管事務調査
東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例
企画総務委員会（本会議休憩中）
・議案審査
東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例
議会運営委員会（本会議休憩中）
・本会議の運営について
- 26日 **議会運営委員会**
・委員会の構成について

5月

- 21日 **議会運営委員会**
・本会議の運営についてほか
- 22日 **全員協議会**
・議案の説明及び質疑
本会議
・副議長選挙、常任・議会運営・特別委員会委員の選任、監査委員選任の同意（2件）ほか
健康福祉委員会（本会議休憩中）
・所管事務調査
令和6年度東京都北区一般会計補正予算（第1号）
企画総務委員会（本会議休憩中）
・議案審査
令和6年度東京都北区一般会計補正予算（第1号）
議会運営委員会（本会議休憩中）
・本会議の運営について
企画総務委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
区民生活委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
健康福祉委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
文教委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
建設委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
議会運営委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
地域開発特別委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか

- 22日 **防災対策特別委員会（本会議休憩中）**
・委員長の互選についてほか
都市ブランド推進特別委員会（本会議休憩中）
・委員長の互選についてほか
- 24日 **議会運営委員会**
・東京都北区議会確認事項についてほか
正副委員長会
・正副委員長会確認事項についてほか
- 29日 **議会運営委員会**
・本会議の運営についてほか
- 31日 **全員協議会**
・議案の説明及び質疑

6月

- 4日 **議会情報PR委員会**
・きたくぎかいだより第297号についてほか
- 7日 **本会議**
・代表質問ほか
- 10日 **本会議**
・個人質問、議案の付託ほか
- 12日 **区民生活委員会**
・請願・陳情審査
年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出に関する陳情ほか
・事務事業の概要と現況説明
・所管事務調査
東京都北区赤羽イノベーションサイト条例ほか
文教委員会
・事務事業の概要と現況説明
・所管事務調査
令和6年度東京都北区一般会計補正予算（第2号）
- 13日 **健康福祉委員会**
・請願・陳情審査
地域医療を守るために、令和6年度診療報酬改定の再検討を国に求める意見書提出に関する陳情
・事務事業の概要と現況説明
・所管事務調査
東京都北区大気汚染障害者認定審査会条例の一部を改正する条例ほか
建設委員会
・事務事業の概要と現況説明
・所管事務調査
東京都北区手数料条例の一部を改正する条例
- 14日 **企画総務委員会**
・請願・陳情審査
ガザ地区における即時停戦の実現とガザ市民への緊急支援の実施を日本政府に求める意見書提出に関する陳情ほか
・事務事業の概要と現況説明

- 14日
・議案審査
東京都北区赤羽イノベーションサイト条例ほか
- 18日 **議会運営委員会**
・本会議の運営についてほか
- 19日 **本会議**
・議案の議決ほか
議会運営委員会（本会議終了後）
・第3回定例会についてほか

次回定例会のお知らせ

令和6年第3回定例会は、9月9日(月)から10月4日(金)までの26日間の会期の予定で開かれます。いずれの会議も午前10時開会予定です。

9月10日(火)の本会議は都合により開会されない場合があります。開会の有無については、区議会事務局までお問い合わせください。

9月	9日(月)	本会議
	10日(火)	本会議
	12日(木)	区民生活委員会 文教委員会
	13日(金)	健康福祉委員会 建設委員会
	17日(火)	企画総務委員会
	19日(木)	決算特別委員会①
	20日(金)	決算特別委員会②
10月	24日(火)	決算特別委員会③
	25日(水)	決算特別委員会④
	27日(金)	決算特別委員会⑤
	30日(月)	決算特別委員会⑥
	1日(火)	決算特別委員会⑦
	3日(木)	議会運営委員会
	4日(金)	本会議

※9月3日(火)までに提出された請願・陳情は、原則として第3回定例会で審査します。

○議会放映をJ:COM東京北(ケーブルテレビ)でぜひご覧ください

第3回定例会本会議の代表質問の様子をJ:COMチャンネルで録画放映します。

放映予定日時

- 9月15日(日)
午後4時から【6時間程度】
- 9月16日(月)～21日(土)
午後8時から【1時間程度】(再放送)

きたくぎかいだより No.298

編集：議会情報PR委員会

発行：東京都北区議会

〒114-8508 北区王子本町1-15-22

☎：03(3908)9948

FAX：03(3908)0600



区議会の活動は、北区のホームページでもご覧になれます。

北区議会